

平成25年

上尾市教育委員会2月定例会  
議案資料

## 目 次

### 議案第 1 号 資料 (上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について)

- ◇「上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」の概要 ----- 1
- ◇上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表 ----- 2
- ◇平成 2 5 年度教育課程について ----- 3

### 議案第 2 号 資料 (上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について)

- ◇「上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の概要 ----- 5
- ◇上尾市立小・中学校通学区域に関する規則 新旧対照表 ----- 6

### 議案第 3 号 資料 (平成 2 5 年度当初教職員人事異動に係る内申について)

- ◇任免その他の進退に係る内申の関係法令 ----- 7

### 議案第 4 号 資料 (平成 2 4 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について)

- ◇「継続費」について ----- 9
- ◇「繰越明許費」について ----- 1 0

### 議案第 5 号 資料 (平成 2 5 年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について)

- ◇平成 2 5 年度新規事業「いじめ根絶対策事業」について ----- 1 1
- ◇平成 2 5 年度新規事業「通学路安全対策事業」について ----- 1 3

### 議案第 6 号 資料 (上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について)

- ◇「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の概要 ----- 1 4
- ◇上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表 ----- 1 4

### 議案第 7 号 資料 (上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について)

- ◇上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 ----- 1 5
- ◇地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 ----- 2 1



## ◇「上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」の概要

### 1 改正の理由

新しい学習指導要領が、小学校においては平成23年度、中学校においては平成24年度に全面実施となった。この新学習指導要領においては、総授業時数が増加するなど、教育課程の充実が図られており、教育課程の質及び量を確保することが、本市においても喫緊の課題となっている。

このような状況の下、課題の解決に向けて、上尾市教育委員会においては、平成24年度、「上尾市教育課程検討委員会」を設置し、本市の教育課程について検討を進めてきた。

その結果として、新たな学習指導要領の下における教育課程の質及び量を確保するとともに、各小・中学校においては、ゆとりある教育課程を編成し、各校の主体的な特色のある教育活動を行うことをもって、確かな学力の向上と豊かな心の育成を図っていくため、平成25年度から、市立小・中学校における夏季休業日を変更するものである。

### 2 改正点

- (1) 第1学期を4月1日から8月24日までに改めたこと。
- (2) 夏季休業日を7月21日から8月24日までに改めたこと。

### 3 施行期日 平成25年4月1日

改正前 (____改正部分)	改正後 ( <b>太字</b> 改正部分)
<p>第2章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から8月31日まで</p> <p>第2学期 9月1日から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日等)</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 春季休業日 4月1日から同月7日まで</p> <p>(6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月27日から同月31日まで</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けた日</p> <p>2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、教育委員会の承認を得て休業日に授業を行うことができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業については、あらかじめ教育委員会に届け出ることをもって足る。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があつて、臨時に授業を行わない場合においては、校長は、次の事項について、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 授業を行わない期間</p> <p>(2) 非常変災その他急迫の事情の概要とその措置</p> <p>(3) その他校長が必要と認める事項</p>	<p>第2章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から<b>8月24日</b>まで</p> <p>第2学期 <b>8月25日</b>から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日等)</p> <p>第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日</p> <p>(4) 開校記念日</p> <p>(5) 春季休業日 4月1日から同月7日まで</p> <p>(6) 夏季休業日 7月21日から<b>8月24日</b>まで</p> <p>(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(8) 学年末休業日 3月27日から同月31日まで</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けた日</p> <p>2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、教育委員会の承認を得て休業日に授業を行うことができる。ただし、運動会、学芸会等恒例の学校行事に伴う授業については、あらかじめ教育委員会に届け出ることをもって足る。</p> <p>3 非常変災その他急迫の事情があつて、臨時に授業を行わない場合においては、校長は、次の事項について、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 授業を行わない期間</p> <p>(2) 非常変災その他急迫の事情の概要とその措置</p> <p>(3) その他校長が必要と認める事項</p>

## ◇平成25年度教育課程について

### 1 新学習指導要領全面実施における学校の現状（教育課程研究協議会の協議結果より）

平成23年度には小学校、平成24年度には中学校において、新しい学習指導要領が全面実施され、小・中学校ともに学習内容が増え、それに伴って標準授業時数が増加した。各学校における現状としては、主に以下のことがあげられた。

- ・標準授業時数の増加にともない、週ごとの授業時間数が増加し、児童会・生徒会活動や学校行事のための準備、教育相談などを行う時間が不足している。
- ・部活動や三者面談の時間が不足している。（中学校）
- ・行事の精選をしているが、これ以上精選することは難しい。
- ・職員会議や学年会、校内研修会などの時間の確保が難しい。
- ・インフルエンザ等による学級閉鎖があると、標準授業時数を下回る可能性がある。

### 2 第1回教育課程検討委員会における主な意見

#### （1）現状と課題

- 児童生徒の委員会活動や部活動、三者面談、教育相談などの時間が不足している。
- 行事の更なる精選が必要であるが、現状としては難しい。
- インフルエンザ等による学級閉鎖があると、標準授業時数を下回る可能性がある。

#### （2）課題を解決するための意見

- 質と量を確保する必要がある。そこで、他市町の現状を把握し、本市のよりよい方向性を必要である。
- 授業日数を増やすことについて
  - ・土曜日の活用については、スポーツ少年団の活動があるため、土曜日が授業日となることについては厳しいのではないか。
  - ・新座市のように年間8回授業日数を増やしたり、戸田市のように夏季休業日を5日間短縮して授業日としたりしないと、時数確保ができない。
  - ・費用に係る課題がある。
  - ・教職員の振替に係る課題がある。

### 3 第2回教育課程検討委員会における主な意見

- インフルエンザ等における学級閉鎖などの不測の事態のためにも夏季休業の短縮は必要であると思う。
- 母親の就業率が高まっている現状から、夏休みの短縮は歓迎されるのではないか。
- 授業日数を増加することで、三者面談や会議等の時間を確保することができる。

- 授業日数を増加することで、余裕を持たせてもらえるのはありがたい。
- 学校としては、エアコンを有効に使って、さらに努力して教育活動に専念することができる。
- 夏季休業日を5日間短縮（この5日間は給食なし）であれば、放課後に会議の時間をとることができる。
- 授業日数を増加する理由が必要である。
- この時期に実施してきた校内研修や職員会議等を前倒しすることは不可能ではないと思う。ただし、教職員の休暇を取得させることが難しくなる。
- 教員免許更新のための講習会や教職員対象の研修会等がぶつからないか確認する必要がある。
- 耐震工事や給食、及び5日間増加することによってかかる費用や広報について確認する必要がある。

### 3 第3回教育課程検討委員会におけるまとめ

#### (1) 上尾市教育課程検討委員会の意見のまとめ

上尾市立小・中学校における夏季休業日を7月21日から8月24日までとし、年間授業日数を5日間増加する。ただし、給食はなしとする。

#### (2) 授業日数を5日間増加することによって期待できる効果

- 学習時間が増加することにより、教育課程の質と量を確保することができ、学力向上を図ることができる。
- 全小・中学校において設置されたエアコンを有効に活用できる。
- 児童会・生徒会活動や学校行事の準備、教育相談や三者面談、部活動等の教育活動を充実させることができるとともに、教師と子どものふれあう時間を確保することができる。
- インフルエンザ等による学年や学級閉鎖がおきたとき、必要な時数を確保することができる。

#### (3) 今後のスケジュール（予定）

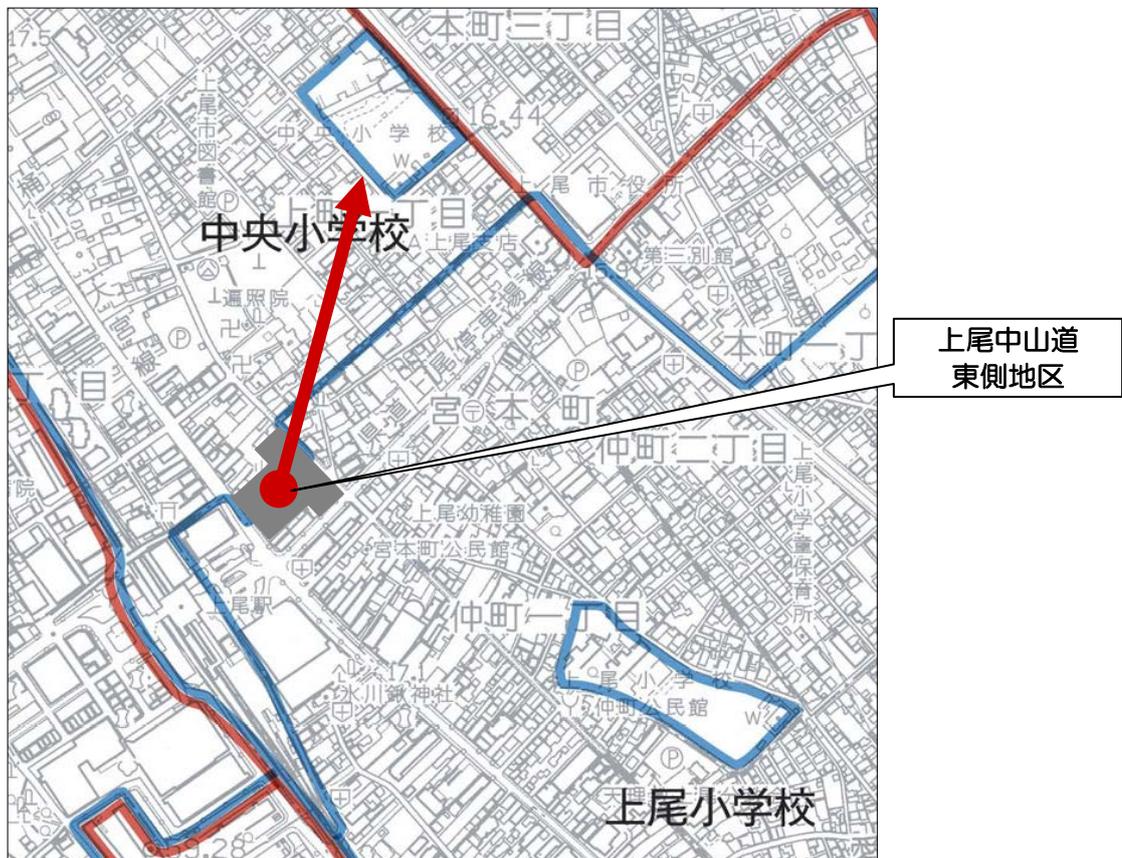
- |    |  |
|----|--|
| 2月 | 第11回校長会議<br>第11回教頭会議<br>定例教育委員会<br>市内小・中学校教職員へ周知<br>第4回教育課程研究協議会<br>議会開会 |
| 3月 | 上尾市PTA連合会理事会へ周知<br>第12回校長会議<br>第12回教頭会議<br>議会閉会<br>市内小・中学校保護者へ周知         |
| 4月 | 広報「あげお」へ掲載<br>市内小・中学校保護者へ周知（入学式・始業式）                                     |

## ◇「上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の概要

### 1 これまでの経過

- ・上尾都市計画上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業は、マンションを含む施設の建築が計画され、住宅規模297戸、平成25年3月の完成、入居開始は、早くても平成25年4月の見込みとされた。
- ・当該地区は、上町（中央小学区）と宮本町（上尾小学区）にまたがっており、小学校の通学区を指定する必要があった。
- ・平成23年11月には、当該地区の「事務区」は、単独で設置される方針とされた。
- ・当該地区区長等との調整を重ねるとともに、上尾市立小・中学校通学区域検討協議会の助言を踏まえ、当該施設の通学指定校は、「上尾市立中央小学校・上尾市立上尾中学校」とする方針として、平成24年上尾市教育委員会3月定例会において意思決定された。
- ・その後、住居表示は、「宮本町3番2-〇〇〇〇号」とされ、平成25年4月入居開始前の平成25年2月定例教育委員会に規則の一部を改正するため議案の提出となった。

### 2 施行期日 公布の日



◇上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和35年上尾市教育委員会規則第3号） 新旧対照表

改正前 ( 改正部分)		改正後 ( 太字 改正部分)	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
◎小学校		◎小学校	
小学校名	当該小学校の学区	小学校名	当該小学校の学区
上尾小	宮本町、仲町一丁目、仲町二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、愛宕三丁目、栄町、日の出一丁目、本町一丁目のうち3番から8番まで、本町二丁目のうち5番から10番及び15番	上尾小	宮本町 <b>(3番2を除く。)</b> 、仲町一丁目、仲町二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、愛宕三丁目、栄町、日の出一丁目、本町一丁目のうち3番から8番まで、本町二丁目のうち5番から10番及び15番
中央小	原新町、緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、上町一丁目、上町二丁目、本町一丁目のうち1番、2番、9番、10番、本町二丁目のうち1番から4番及び11番、12番、本町三丁目、本町四丁目（10番、11番を除く。）、柏座一丁目のうち1番から4番まで、上1805番地	中央小	緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、上町一丁目、上町二丁目、 <b>宮本町3番2</b> 、本町一丁目のうち1番、2番、9番、10番、本町二丁目のうち1番から4番及び11番、12番、本町三丁目、本町四丁目（10番、11番を除く。）、柏座一丁目のうち1番から4番まで、 <b>原新町</b> 、上1805番地
◎中学校		◎中学校	
中学校名	当該中学校の学区	中学校名	当該中学校の学区
上尾中	上尾小学校の学区、中央小学校の学区（上町一丁目、上町二丁目、 <b>柏座一丁目1番から4番まで</b> 、本町一丁目1番、2番、9番、10番、本町二丁目1番から4番まで及び11番、12番）、鴨川小学校の学区（西宮下三丁目）、東町小学校の学区	上尾中	上尾小学校の学区、中央小学校の学区（上町一丁目、上町二丁目、 <b>宮本町3番2</b> 、本町一丁目1番、2番、9番、10番、本町二丁目1番から4番まで及び11番、12番、 <b>柏座一丁目1番から4番まで</b> ）、鴨川小学校の学区（西宮下三丁目）、東町小学校の学区
東中	東小学校の学区（上尾宿2096番地のうち、埼玉県立埼玉学園入所者の寮の部分を除く。）、中央小学校の学区（原新町、緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、本町三丁目、 <b>本町四丁目</b> ）、芝川小学校の学区（緑丘四丁目、緑丘五丁目、 <b>錦町</b> 、本町六丁目、上尾村（田向））	東中	中央小学校の学区（緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、本町三丁目、 <b>本町四丁目</b> 、 <b>原新町</b> 、 <b>上1805番地</b> ）、 <b>東小学校の学区（上尾宿2096番地のうち、埼玉県立埼玉学園入所者の寮の部分を除く。）、芝川小学校の学区（緑丘四丁目、緑丘五丁目、本町六丁目、上尾村（田向）、<b>錦町</b></b> ）

## ◇任免その他の進退に係る内申の関係法令

### ●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（任命権者）

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第二十六条第二項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」とする。

（市町村委員会の内申）

第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、教育長の助言により、前二項の内申を行うものとする。

4 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第一項又は第二項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第三十九条 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

【 白紙 】

## ◇「継続費」について

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

#### （継続費）

第二百十二条 普通地方公共団体の経費をもって支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

### ○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

#### （継続費）

第一百四十五条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の五月三十一日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第二百二十条第三項ただし書の規定により翌年度に繰り越したのものがある場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第二百三十三条第五項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

地方公共団体の経費をもって支弁する事件でその履行に数年度を要するものについて、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる経費という（地方自治法第212条）。各種の建設費、補助事業、物件の購入等その例は多い。

継続費は、予算の内容とされている（地方自治法第215条）が、通常、歳入歳出予算が会計年度独立の原則により、経理されているのに対し、継続費はその例外をなすものである。すなわち、継続費は2会計年度以上にまたがって経費を支弁する必要がある事件について、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができることとされており、この場合、継続期間に従って何年度何々万円、何年度何々万円というように各年度の年割額を定め、予算として議決を経るものである。ただ、予算として議決を経た年割額は、あくまでも予定額であるから、年割額の実支出額が当該予算で定めた年割額に達しない場合は、毎年度の支払残額を継続最終年度まで逡次繰越使用をすることができる（地方自治法施行令第145条）。

〔参考文献：新自治用語辞典編纂会 編/新自治用語辞典〕

## ◇「繰越明許費」について

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（繰越明許費）

第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

### ○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（繰越明許費）

第四百六条 地方自治法第二百十三条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の五月三十一日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる経費をいう（地方自治法第213条）。

繰越明許費として繰越し使用が認められるのは、「その性質上年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」及び「予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」についてのみである。

また、繰越明許費として議決を経た経費を、翌年度に繰り越して使用しようとするときは、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない（地方自治法施行令第146条第1項）。

なお、地方公共団体の会計で、当該年度の歳出を年度を超えて翌年度以降にも執行し得ることを認めた会計年度独立の原則に対する例外としての制度には、繰越明許費のほか、継続費の通次繰越（地方自治法第212条）及び事故繰越（地方自治法第220条第3項）がある。ただ、繰越明許費は、翌年度までの繰越しであること、すなわち、当該年度の歳出予算の一部が一定の事由に基づいて翌年度限り延長して執行することが認められているに過ぎない点が、継続費として数年にわたる事業として各年期間各年度の年割額を定め、当該各年度の支出残額を繰り越して執行することができる継続費の通次繰越と異なり、更に、通次繰越の場合は、継続年度の中で減額することができないが、繰越明許費については、予算案に計上された金額を議会が減額することは可能であること等が継続費の場合と異なる。また、事故繰越との基本的な相違点は、事故繰越は予算に計上されないこと、事故繰越は原則として支出負担行為が年度内になされていなければならないことにある。

〔参考文献：新自治用語辞典編纂会 編/新自治用語辞典〕

## ◇平成25年度新規事業「いじめ根絶対策事業」について

### 1 事業概要

いじめを一因とする児童生徒の自殺が毎年のように発生するなど、依然として教育上の大きな課題となっている。いじめ問題の深刻化に対応して、いじめ専用電話相談窓口（子どもはフリーダイヤル）、いじめ専用電子メール相談体制の整備を行うとともに、いじめ相談員の配置を行い、いじめに関する児童生徒・保護者等からの緊急相談に対応し、いじめの未然防止や円滑な問題解決に資する。また、いじめは集団生活の中で発生することから、いじめのない楽しい学級づくりのため、児童生徒向けアンケートを実施するとともに、学級満足度尺度、学校生活意欲尺度などの学級全体と児童生徒個々の状況を的確に把握するために、「学級集団アセスメント」調査（心理検査Q-U）を実施し、いじめ未然防止に家庭と連携して、積極的に取り組む学校を支援する。さらに、いじめ根絶には、教員一人一人が「いじめの兆候を適切に把握して対応する力」が必要であることから、いじめ問題に関する対応等の教員の資質向上を図るため、いじめ根絶に関する研修会を実施するとともに、児童生徒一人一人に「自らいじめのない学校づくり」に取り組ませるため、いじめ根絶に関する標語等を作成し、掲示、配布するなど、市全体でいじめ根絶の取組を推進する。

### 2 事業内容

#### (1) 子ども・いじめホットライン、子ども・いじめホットメールの開設 <教育センター>

#### (2) 学級集団アセスメント調査（Q-U調査）

いじめが発生する割合の高い、小学校5年生～中学校2年生を対象として、学級集団における満足度及び学校生活意欲など客観的な調査（Q-U調査）を6月に実施し、学級集団の現状を客観的に把握する。また、11月にも実施し、学級集団の満足度、意欲などを改めて調査することで、いじめの未然防止の取組の充実を図る。

中学校におけるいじめ問題については、小学校における人間関係に大きく関わることから、小学校6年生、11月の調査結果を中学校に提供することで、小・中学校間の円滑な接続を図るとともに、学級編成等の資料としても活用することで、いじめの未然防止を図る。

#### (3) 「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」の作成

全小・中学校の児童生徒が、いじめのない「なかよく楽しい学校生活を送る」ために、いじめの根絶に自ら取り組もうとするための目標となる標語を作成する。標語は、校内で掲示する。各学校から各学年1点ずつ選出された標語は、標語選考委員会により選考され、最優秀作品を「ホットライン・ホットメール」のいじめの悩み相談カードに掲載する。

各学校から選出された標語については、優秀賞として、表彰状を授与する。（各学校で表彰）

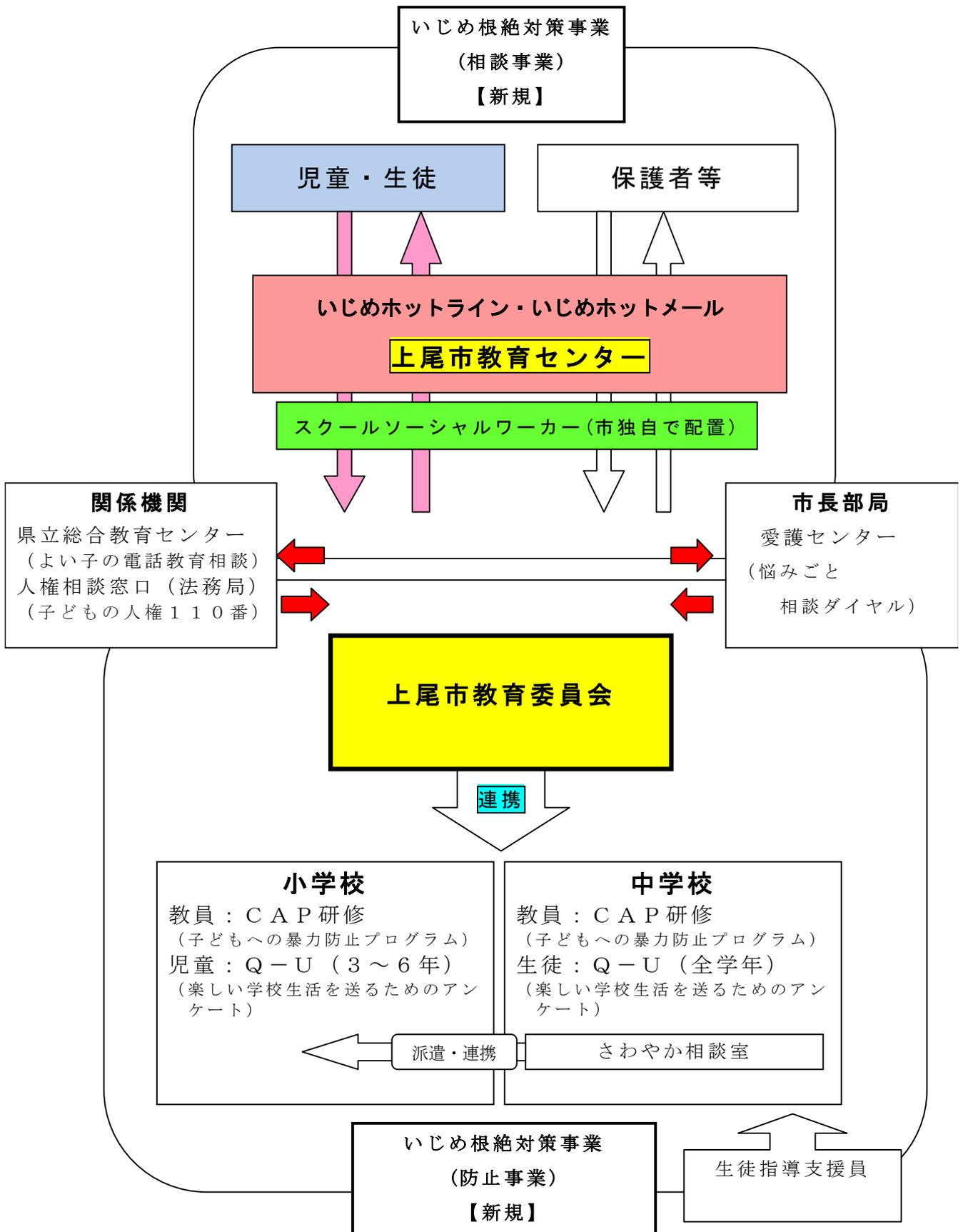
#### (4) 「いじめをなくす宣言」の作成

「いじめをなくす宣言」を横断幕にして、各学校に掲示することで、児童生徒、保護者、地域の「いじめをしない させない 許さない」意識啓発を図る。

#### (5) いじめ根絶対策に関する研修会等の実施

- ・教職員、保護者が連携して、いじめ根絶に取り組むためのワークショップや講演などの研修会を開催
- ・生徒指導主任等を対象とした、いじめ根絶対策会議を継続して開催するとともに、教員が自主的に参加することができる「教師力アップ講座 いじめ根絶講座」を定期的に開催し、いじめ問題に適切に対応できる教職員を育成する。
- ・いじめ根絶対策に関する講義や中学校区でいじめ根絶対策に関する協議等を行い、研修結果等をもとに、校内研修を実施し、学校力の向上を図る。

◇いじめ根絶対策事業相関図



## ◇平成25年度新規事業「通学路安全対策事業」について

### 1 事業概要

他市での登下校中の交通事故が相次ぎ、市として通学路の安全確保に集中的に取り組むために、今年度、庁内関係課等による調整会議を開催し検討を進めた。その結果、上尾市PTA連合会からの要望書を基本として、改善に取り組む箇所を明確化し、平成25年度から通学路安全対策を実施することを決定した。

また、国や県、市、学校、警察などが連携して実施した「通学路における緊急合同点検」における上尾市が所管する危険箇所は17か所あり、うち13か所は、平成24年度までに対応を行った。残り4か所についても25年度以降対策予定である。

### 2 事業内容

#### (1) 市PTA連合会からの要望に基づく改善箇所

学校名	実施内容	実施箇所	事業費(円)
中央小	グリーンベルトの設置	中央小前の道路 上尾胃腸外科前の通学路	357,000
大石小	ミラー「止まれ」文字設置	赤法花 北側の一本目の交差点	189,000
上平小	ミラーの設置	上1281付近のカーブになっている道路	147,000
尾山台小	通学路の標識 速度規制の標識設置	尾山台団地5街区から住宅脇の道路	52,500
平方東小	横断歩道手前凹凸の設置	小敷谷2-3 太平中学校北側の横断歩道	1,501,500
鴨川小	「通学路注意」の路面表示と グリーンベルトの設置	西宮下2丁目237番地から西宮下2丁目199-6 番地付近の道路	787,500
瓦葺小	速度制限できるものの設置	瓦葺2325付近	367,500
今泉小	通学路の整備	第一団地から今泉小学校への横断歩道の直線道路	63,000
今泉小	警察官の巡回と看板の設置	壺丁目330番地付近の地下道	535,500
平方北小	グリーンベルトの設置	第二団地入口(玉川うどん)から小敷谷東部公会堂付近	1,638,000
計			5,638,500

#### (2) 通学路における緊急合同点検にもとづく改善箇所

学校名	実施内容	実施箇所	事業費(円)
平方北小	路面標示	小敷谷644付近	60,000
富士見小	路面標示	春日1-1 フジタ動物病院前付近	
富士見小	路面標示	春日2-6付近	

#### (3) 上尾道路開通による通学区変更に伴う通学路の整備

学校名	実施内容	実施箇所	事業費(円)
平方東小	外側線、イメージランプ、警戒 標識、看板、道路舗装工事	上尾道路西側 地頭方及び壺丁目地区	2,789,000

## ◇上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 の概要

### 1 改正の理由

教育センターにおいて、就学相談及び教育相談における指導に当たっている「臨床心理士」について、職務遂行に必要な資格としては、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する「臨床心理士」の資格のほか、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する「臨床発達心理士」の資格等があることから、「臨床心理士」という職名を「教育心理専門員」に改めるとともに、併せて2名体制とすることから報酬月額を月額240,000円に改めるもの。

### 2 改正点

- (1) 「臨床心理士」という職名を「教育心理専門員」に改めたこと。
- (2) 報酬月額を240,000円に改めたこと。

### 3 施行期日 平成25年4月1日

## ◇上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号） 新旧対照表

改正前 (____改正部分)	改正後 (太字 改正部分)								
<p>(特別職の職員の範囲)</p> <p>第1条の2 特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(57) &lt;&lt;省略&gt;&gt;</p> <p>(57)の2 <u>臨床心理士</u></p> <p>(58)～(79) &lt;&lt;省略&gt;&gt;</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(57)の2 <u>臨床心理士</u></td> <td>月額 300,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(57)の2 <u>臨床心理士</u>	月額 300,000円	<p>(特別職の職員の範囲)</p> <p>第1条の2 特別職の職員とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(57) &lt;&lt;省略&gt;&gt;</p> <p>(57)の2 <b>教育心理専門員</b></p> <p>(58)～(79) &lt;&lt;省略&gt;&gt;</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(57)の2 <b>教育心理専門員</b></td> <td>月額 240,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(57)の2 <b>教育心理専門員</b>	月額 240,000円
区分	報酬額								
(57)の2 <u>臨床心理士</u>	月額 300,000円								
区分	報酬額								
(57)の2 <b>教育心理専門員</b>	月額 240,000円								

## ◇上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年上尾市条例第7号） 新旧対照表

改正前 (改正部分)	改正後 (太字 改正部分)
<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として教育委員会が定めるものに入所している場合</p> <p>2 ≪省略≫</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であって教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>(2) <b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</b>（平成17年法律第123号）<b>第5条第11項</b>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として教育委員会が定めるものに入所している場合</p> <p>2 ≪省略≫</p>

# ◇地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律

※縦書きのため、最終頁から遡って掲載しています。

105 平成24年6月27日 水曜日 官 報 (号外第139号)

第二十條 (消費税法の一部改正)

消費税法の一部を次のように改正する。  
別表第一第七号ロ中「第十四項又は第十五項」を「第十三項又は第十四項」に改める。

第二十一條 (介護保険法の一部改正)

介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第二十一條 第一項中「同条第十一項」を「同条第十項」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(精神保健福祉法の一部改正)

第二十二條 精神保健福祉法の一部を次のように改正する。

第二十二條 第一項中「第五條第十六項」を「第五條第十七項」に改める。

第二十三條 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第六條第六項中「第五條第十六項」を「第五條第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十四條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十八條 第一項第二号中、「同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」を「又は同条第十五項」に改め、同条第三項第三号中「同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第五項第二号中「同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」を「又は同条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前条の規定による改正後の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第四十八條第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「共同生活介護」とあるのは「共同生活援助(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第五十一号)第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十項に規定する共同生活介護を含む。以下この条において同じ。）」とする。

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第二十六條 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條 第四項中「第五條第十二項」を「第五條第十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第二十七條 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第二條 第三項第三号中「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)を「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第五十一号)第一条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)以下この号において「旧自立支援法」という。」に「同法」を「旧自立支援法」に、「障害者自立支援法第五條第十二項」を「旧自立支援法第五條第十二項」に、「障害者自立支援法附則第四十一條第一項」を「旧自立支援法附則第四十一條第一項」に改める。

(児童手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八條 児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十六條中「附則第九條第十四号及び第十條第六号」を「附則第十一條第十四号及び第十一條第六号」に改める。

内閣総理大臣 野田 佳彦  
総務大臣 川端 達夫  
法務大臣 滝 実  
財務大臣 安住 淳  
厚生労働大臣 小宮山 洋子  
国土交通大臣 羽田 雄 郎



附則

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条及び第二十八条の規定 公布の日  
二 第一条第二号及び第二十八号並びに附則第五条から第八号まで、第十二号から第十六号まで及び第十八号から第二十六号までの規定 平成二十六年四月一日

(適切な障害支援区分の認定のための措置)

第二条 政府は、障害支援区分(第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「平成二十六年改正障害者総合支援法」という。))第四条第四項に規定する障害支援区分をいう。次条第一項において同じ。の認定が知的障害者福祉法にいう知的障害者及び精神障害者(平成二十六年改正障害者総合支援法第四十一条に規定する精神障害者をいう。の)の特性に応じて適切に行われるよう、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める区分の制定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支援の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚言語機能、音声機能その他の障害者ための意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前に行われた第一条の規定による改正前の障害者自立支援法(以下この条において「旧自立支援法」という。))第二十六条第一項(旧自立支援法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)、第三十七条第一項、第三十八条第一項(旧自立支援法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)、第三十九条第一項、第五十一条の十九第一項(旧自立支援法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)、又は第五十一条の二十第一項(旧自立支援法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。))の指定、指定の変更又は指定の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定の変更又は指定の更新がなされていないものについては、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。において現に第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「平成二十六年改正前障害者総合支援法」という。))第五十条第十項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害者については、一部施行日に、平成二十六年改正後障害者総合支援法第五十五条第十五項に規定する共同生活援助に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。この場合において、当該支給決定を受けたものとみなされた者に係る平成二十六年改正後

障害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有効期間は、同条の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の際現にその者が受けている平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第六条 平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条から第二十一条まで及び第二十四条の規定は、一部施行日以後に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請について適用し、一部施行日以前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請については、なお従前の例による。

2 平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条から第二十一条まで及び第二十四条の規定にかかわらず、一部施行日以前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお従前の例による。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に平成二十六年改正前障害者総合支援法第五十条第十項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第五十五条第十五項に規定する共同生活援助に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第十九条第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされた者に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第四十一条第二項に規定する有効期間は、同号に掲げる規定の施行の際現にその者が受けている平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十九条第一項の指定に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第四十一条第二項に規定する指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第八条 一部施行日以前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等(次項において「指定障害福祉サービス等」という。))であつて、平成二十六年改正前障害者総合支援法第五十条第十項に規定する共同生活介護に係るものについての平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十九条第一項及び第三十一条の規定による介護給付費の支給については、なお従前の例による。

2 一部施行日以前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第三十条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスであつて、平成二十六年改正前障害者総合支援法第五十条第十項に規定する共同生活介護に係るものについての平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十条第一項及び第三十一条の規定による特別介護給付費の支給については、なお従前の例による。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日以前に行われた第三条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条において「旧児童福祉法」という。))第二十一条の五の十五第一項(旧児童福祉法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)、第二十四条の九第一項(旧児童福祉法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)、又は第二十四条の二十八第一項(旧児童福祉法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。))の指定又は指定の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定又は指定の更新がなされていないものについては、これらの処分については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十一条 次に掲げる法律の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条の八第四項第一号  
二 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)第十五条第二項

三 基準該当通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当通所支援の事業に係る利用定員

第二十一条の五の六第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条の五の十一第二項中「第二十一条の五の四第二項」を「第二十一条の五の四第三項」に改める。

第二十一条の五の十三第一項ただし書中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条の五の十五第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第二十一条の五の十七第一項中「できるよ」の下に「障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに」を、「応じ」の下に「常に障害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

第二十一条の五の二十三第一項第一号中「第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第二十一条の六及び第二十一条の七中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十四条の十一第一項中「できるよ」の下に「障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに」を、「応じ」の下に「常に障害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

第二十四条の十七第一号中「第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第二十四条の二十四第一項ただし書及び第二十四条の二十八第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十四条の三十第一項中「できるよ」の下に「障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに」を、「応じ」の下に「常に障害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

第二十四条の三十六第一号中「第二十一条の五の十五第二項第五号」の下に「第五号の二」を加える。

第二十六条第一項第二号、第五十六条の五の五第二項、第六十条の二第一項、第六十二条の二、第六十三条の二及び第六十三条の三中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十四条の二十八第一項及び第二十六条第一項第二号中「第五條第十七項」を「第五條第十六項」に改める。

第六十三條の二中「第五條第十二項」を「第五條第十一項」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第五条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条、第九條第二項、第三項及び第六項、第十條第一項第一号並びに第十一條第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十二條の三中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業(第十八條の二において「障害福祉サービス事業」という)、同法第五條第十七項

に規定する一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

第十四條の二第一項及び第十八條中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十八條の二中「障害者自立支援法第五條第一項に規定する」を削る。

第六條 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「同條第十二項」を「同條第十一項」に改め、同條第六項中「第五條第十七項」を「第五條第十六項」に改める。

第十條第一項第二号中「第五條第二十四項」を「第五條第二十三項」に改める。

第十二條の三第四項中「第五條第十七項」を「第五條第十六項」に改める。

第十八條第一項中「同條第十一項」を「同條第十項」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第七條 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条、第九條第二項及び第三項、第十一條第二項並びに第十二條第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十五條の二中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、知的障害者又はその保護者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業(第二十一条において「障害福祉サービス事業」という)、同法第五條第十七項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

第十五條の三第一項中「市町村は」の下に「知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ」を加え、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十五條の四及び第十六條第一項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条中「障害者自立支援法第五條第一項に規定する」を削る。

第二十八條の次に次の一項を加える。

(後見等を行う者の推薦等)

第二十八條の二 市町村は、前條の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

第八條 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「同條第十二項」を「同條第十一項」に改める。

第十一條第二項及び第十五條の二第四項中「第五條第十七項」を「第五條第十六項」に改める。

第十五條の四「同條第十一項」を「同條第十項」に改める。

第八十八条第三項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第一号中「前項」を「前項第二号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第二号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第八十八条第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「第八号中第二項」を「第六項」に改め、第八号中第一項を「自立支援協議会」を「協議会」に、「次条第六項」を「第八十九条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第八十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「都道府県障害福祉計画」を付し、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に見出しを「都道府県障害福祉計画」に改める。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

第八十九条第二項に次の一号を加える。

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第八十九条第三項第四号を次のように改める。

四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第八十九条第六項中「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

第八十九条の二の見出しを「協議会の設置」に改め、同条第一項中「及び」を「並びに障害者等及びその家族並びに」に、「自立支援協議会」を「協議会」に、「ことができる」を「ように努めなければならない」に改め、同条第二項中「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同条を第八十九条の三とし、第八十九条の次に次の一条を加える。

第八十九条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第七章の章名中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。  
第九十六条の三及び第九十六条の四中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。

第一百五條の二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。  
第九十九條第二項中「第七十七條の二第五項」を「第七十七條の一第六項」に改める。

附則第五十六條第一項及び第八十一條第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）  
第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、障害者等に対する障害福祉サービス又の必要性を明らかにするため当該「を削り、障害者等の」の下に「障害者の多様な特性その他の」を「状態」の下に「に応じて必要とされる標準的な支援の度合」を加える。

第五条第一項中、「共同生活介護」を削り、同条第三項中「肢体不自由者」を「肢体不自由者その他の障害者」に、「障害者」を「もの」として厚生労働省令で定めるもの」に改め、同条第十項を削り、「第一項を第十項とし、」を「第二項から第五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を削り、」を削り、「共同生活介護」を「共同生活介護」に改め、同条第十項中「入浴、排せつ又は食事の介護」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、同条第十九項中「精神障害者」の下に「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を第十九項とし、第二十一項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十条第二項、第二十一条の見出し及び同条第一項、第二十一條第一項、第二十四条第四項及び第五項並びに第二十七条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第二十八条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第三十条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第三十一条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第三十二条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第三十三条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第三十四条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第三十五条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第三十六条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第三十七条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第三十八条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第三十九条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第四十条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第四十一条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第四十二条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第四十三条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第四十四条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第四十五条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第四十六条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第四十七条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第四十八条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第四十九条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第五十条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第五十一条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第五十二条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第五十三条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第五十四条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第五十五条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第五十六条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第五十七条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第五十八条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第五十九条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第六十条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第六十一条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第六十二条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第六十三条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第六十四条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

第六十五条第一項中「共同生活介護」を「共同生活介護」に改める。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第五十一号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律

第一条 障害者自立支援法の一部改正

（障害者自立支援法の一部改正）  
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

日次中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者総合支援法関係業務」に改める。  
第一条中「自立した」を「基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしいに改め、給付」の下に、「地域生活支援事業」を「支援」の下に「総合的に」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な権利を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去を旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

第二条第一項第一号中「第四十二条第一項及び第五十一条の二十二第一項において」を「以下」に改める。  
第四条第一項中「のうち十八歳以上である者」の下に「並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるもの」を加える。

第二十六条第三項第五号の次に次の一号を加える。  
五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  
第三十六条第五項中「第八十九条第二項第一号」を「第八十九条第二項第二号」に改める。  
第四十二条第一項中「できるよ」の下に「障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに」を「応じ」の下に「常に障害者等の立場に立つて」を加える。  
第五十条第一項第一号中「第五号」を「から第五号の二まで」に改める。  
第五十一条の二十二第一項中「できるよ」の下に「障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに」を「応じ」の下に「常に障害者等の立場に立つて」を加える。

第五十一条の二十九第一項第一号及び第二項第一号中「第三十六条第三項第五号」の下に「第五号の二」を加える。

第六十八条第一項第二号中「第五号」を「から第五号の二まで」に改める。  
第七十七条第一項第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同項第二号中「手話通訳等」を「意思疎通支援」に、「仲介する」を「支援する」に改め、「い」の下に「以下同じ」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。  
七 意思疎通支援を行う者を養成する事業

第七十七条第一項第一号の二を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。  
五 障害者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業  
第七十七条第一項第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。  
一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業

二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業  
第七十七条の二第一項中「前条第一項第一号及び第一号の二」を「前条第一項第三号及び第四号」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一号を加える。

5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法（昭和二十二年法律第九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。

第七十八条第一項中「第七十七条第一項第一号」を「第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号」に改め、「係る事業」の下に「及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整」を加える。  
第八十七条第一項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項  
第八十七条第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類、こと  
三 必要量の見込み  
三 地域生活支援事業の種類、ことの実施に関する事項